

CAUSE

#05 2011.autumn

みらいファンド沖縄 広報誌「コース」第5号 2011年秋

特集

寄付したら税金が安くなる？

「公」を支えるお金だから「税制優遇」がある！

column

新たな視点から公共私を考える
NPOとお金の話

みらいファンド沖縄 infomation

事業の報告
イベントのお知らせ



94.0%

世界的な不景気だが社会貢献活動を行うべきと考える20～30代の割合。

SANYO+アジャイルメディア・ネットワーク
「ネット世代の景気と社会貢献に関する意識調査」(2009年9月実施)より

「オレたち、バブル時代を知らないんですよー」と、年下の友人が言ったことがある。今の30代以降の世代は、好景気というものが体感的に分からないらしい。「物心ついたときからずっと不景気w」なのだそう。

一方で、20～30代の社会貢献への意識は高い。電器メーカーが環境型商品のキャンペーンの一環として、20～30代を対象に実施した調査で、「世界的な不景気だが社会貢献活動を行うべきだ」と答えた人は94.0%にもものぼっている。その内、「不景気だからこそ社会貢献を」と考えている人は59.9%。他の調査でも、仕事で得たお金をできるだけ社会に役立つことに還元したい、と考える20代が増えているとの結果があり、総じてこの世代の社会貢献への意識は高いと言えよう。

彼ら／彼女らの世代がそう思う要因は、その周囲をずっと取り巻いている「暮らしにくさ」「生きにくさ」なのではないだろうか。

NPOだけでなく、ソーシャル・ビジネスという言葉も生まれる昨今、社会貢献活動を事業として自ら運営したいという20代も増えているらしい。ボランティア元年と言われる阪神・淡路大震災以降の世代には、そんな意識が顕在化している。寄付元年と言われる今年以降の世代は、どんな社会観を持つようになるのだろうか。



寄付したら税金が安くなる？

「公」を支えるお金だから「税制優遇」がある！

寄付をしたら税金が安くなることをご存知でしたか？ 個人にかかる所得税と住民税（県民税・市町村民税）のそれぞれから、計算式に従って税が優遇される制度があります。実は今年（2011年）6月30日から、新寄付税制が施行され、所得税について従来の「所得控除方式」に加え「税額控除方式」とで選択できるようになりました。これで、個人が公益社団・財団法人や認定NPO法人などに寄付をした場合、税の優遇が受けやすくなりました。つまり、寄付をすると税金が安くなる……これは知らなきゃ損！

今回は、寄付金の税制優遇について紹介。西原町に住むA子さんの例をもとに、本誌コラムも担当している、税理士の大城いつこ先生に解説していただきます。

これまでは街頭募金しかしたことがなかったけど、東日本大震災の義援金をインターネットからクレジットカードで寄付をしてみました。そしたら、ちゃんと領収証がもらえるんですね。



西原町にお住まいのA子さん

その領収証を添えて確定申告をしたら、税金が戻ってきますよ。



税理士のいつこ先生

え!? 税金が戻ってくる? これからも少しずつでも寄付を続けたいと思ってるんだけど、あまりムリもできないし…。



個人が寄付できる金額には限りがあると思います。けれど、「寄付金控除」の仕組みを使えば、実質的な自己負担額をあまり上げずに寄付することができるんですよ。

公益法人や認定NPO法人などに寄付すると、寄付した金額の一部が税金から控除される制度があります。これを「寄付金の税制優遇」と言います。つまり、確定申告をすれば寄付金の一部が、税金から戻ってくるんです。



例えば、1日100円として、月3,000円なら支援できると思うけど、それだと、どれくらい控除してもらえるの？



1年間で寄付した金額の合計額をもとに、所得税と住民税の控除が受けられます。年間所得200万円（所得税率10%）のA子さんが、月3,000円、つまり1年間で36,000円を寄付した場合について、実際に計算してみましょう。まずは所得税から。

所得税

所得税は、国に支払う税金のことですね。所得税の寄付金控除は、所得の額から引かれる「所得控除方式」と、税金から引かれる「税額控除方式」のどちらかを、寄付者自身で選択することができますようになりました。

A子さんの場合…

「所得控除方式」… $(36,000円 - 2,000円) \times 10\% = 3,400円$

「税額控除方式」… $(36,000円 - 2,000円) \times 40\% = 13,600円$ …(A)

つまり、A子さんは、税額控除方式を選択した方がお得！



なるほど、新しくできた「税額控除方式」を選ぶと、ずいぶんオトクになるのね！



■ 東日本大震災の義援金(9/20現在)

日本赤十字社 約2884億2726万円

中央共同募金会 約368億5674万円

合計すると、約3252億8400万円にのぼります。この他、「支援金」つまり被災者を支える活動に対しての寄付を募る団体も多数あり、例えば日本財団には37億円近い寄付が集まっています(9/21現在)。

■ 東日本大震災の特例寄付金控除

個人の方で、義援金・支援金を寄付した場合、それが「特定寄付金」に該当するものであれば、寄付金控除の対象となります。日本赤十字・中央共同募金会への義援金はもちろんですが、支援金寄付も一部対象となるものがあります。対象となる寄付先団体の一覧や、計算方法については、国税庁等のウェブサイトをご覧ください。

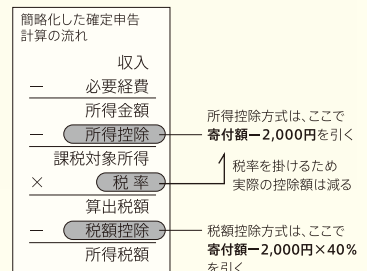
国税庁 <http://www.nta.go.jp/>

■ 所得税からの控除

2011年6月30日の法改正により、所得控除方式と税額控除方式のどちらかを選択できるようになりました。

【所得控除方式】(寄付額-2,000円)が、所得の額から引かれる。

【税額控除方式】(寄付額-2,000円)×40%が、税額から引かれる。



※対象となる寄付金額は総所得の40%相当額が限度とされ、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度とされています。

■ 所得税率

所得額	税率
～ 195万円以下	5%
195万円超 ～ 330万円以下	10%
330万円超 ～ 695万円以下	20%
695万円超 ～ 900万円以下	23%
900万円超 ～ 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

でも、ユニセフとか日本赤十字社じゃないと、寄付金控除って受けられないんじゃないの？



国や地方公共団体、公益社団・財団法人、認定NPO法人などへの寄付も、寄付金の税制優遇の対象になります！

さらに、沖縄県民である私たちなら、沖縄県内に事務所（または事業所）があり、県や市町村が条例で指定している団体などへ寄付をしたら、住民税の控除も受けられます。

沖縄県では昨年条例が改正され、**県民税の寄付金控除の対象となる寄付先が拡大したんですよ。**

沖縄県民税

$$(36,000円 - 2,000円) \times 4\% = 1,360円 \dots (B)$$

Aさんは西原町にお住まいなので、市町村民税も控除されますよ！

市町村民税

$$(36,000円 - 2,000円) \times 6\% = 2,040円 \dots (C)$$

西原町も制度があるのね！
良かった♪



以上のように、所得税と住民税について試算してきましたが、Aさんの場合、寄付金による税制優遇の合計額は、**(A) + (B) + (C) = 17,000円**となります。寄付した金額のほぼ半額分、税金が安くなることとなります。つまり、実質的な負担額は、一ヵ月約1,583円、1日あたりでは約52円となります。

これなら、家計に無理せず社会貢献ができるわ！



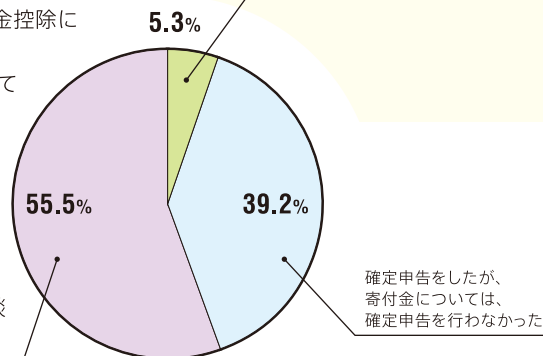
実は資料によると、寄付を行った人のうち、寄付金について確定申告を行った人はわずか5.3%。そればかりか、確定申告をしたにもかかわらず、寄付金については確定申告を行わなかったという人が、なんと39.2%もいるんだそうです。つまり、約4割の人が確定申告をしたのに寄付金控除については計算に入れなかったということ。

これには制度そのものを知らなかったという理由も多いとされています。寄付金控除の制度を知って、もっと活用してもらいたいですね。

また、**確定申告には領収証(受領証)が必要**です。寄付者の住所、氏名、金額、日付がきちんと明記された領収書を発行してもらうことも忘れずに！

確定申告の方法については、お近くの税務署や税理士さんに、相談してみてくださいね。

確定申告をし、寄付金についても確定申告を行った



確定申告を行わなかった

グラフ：寄付金の確定申告の有無

■ 約4割が損をしている！？
(出典：『寄付白書2010』)

■ 住民税の軽減措置

県民税………(寄付額-2,000円)の4%
市町村民税…(寄付額-2,000円)の6%
両方で条例があれば、合計10%となります。

※対象となる寄付金額は、総所得金額等の30%が限度です。

■ 市町村民税の寄付金の税制優遇

公益社団・財団法人、認定NPO法人への寄付金に対し、市町村民税の寄付金控除を条例制定している沖縄県内の市町村は、下記の5市町村。(2011年3月みらいファンド沖縄調べ)

- ・うるま市
- ・糸満市
- ・西原町
- ・北中城村
- ・中城村

■ 県民税の税制優遇の対象となる

主な県内在の対象法人等

- ・独立行政法人・地方独立行政法人
- ・公益社団・財団法人(特別民法法人を含む)
- ・学校法人
- ・社会福祉法人
- ・更正保護法人
- ・認定特定公益信託
- ・認定NPO法人

詳しくは、沖縄県総務部税務課のホームページをご覧ください。

寄付したら税金が安くなる？ 「公」を支えるお金だから「税制優遇」がある！

やっぱり沖縄がよくなってほしいから、沖縄の団体に寄付したいんだけど…。



NPO法人が税制優遇の対象となる「認定NPO法人」になるには、国が定める一定の要件を満たしていることが条件となっていて、その条件をクリアすることがとても難しいと言われています。

そこで、みらいファンド沖縄が新しくスタートさせたプログラム「ぱくと」を利用してはいかがですか？ これは、社会貢献をしたい人と地域社会を支えるNPOとを繋ぐための、寄付と助成を組み合わせたシステムなんですよ。

■ 寄付を預かり助成として交付するシステム

公益法人(旧制度における特定公益増進法人)の寄付金の税制優遇のメリットを活かした支援の手法は、公益社団法人企業メセナ協議会や独立行政法人国際観光振興機構(日本政府観光局・JNTO)でも行われています。地域のNPO支援として実施している先行事例としては、公益財団法人京都地域創造基金があります。



沖縄の地域社会が少しずつ良くなることを 手助けできる寄付先があります

みらいファンド沖縄では、寄付と助成のプログラム「ぱくと」を2011年9月からスタートしました。このプログラムでは、沖縄のために何かしたい、時間はないけれど地域社会に貢献したいとお考えの方へ、NPOが取り組む事業を、寄付先として紹介しています。あなたが普段、気になっている社会的課題は何ですか？その課題を解決するような活動をしている団体を見つけて、あなたの思いを寄付として託してみませんか？

「ぱくと」に採択されたNPO等市民公益活動団体は、取り組んでいる社会的課題を社会に対しPRし、その課題解決のための寄付を自ら募ります。みらいファンド沖縄は採択事業(団体)を、寄付募集支援期間の1年間、信頼できる寄付先として紹介し、「公益財団法人」であるみらいファンド沖縄を通じて寄付を受け取ることで、税制優遇のしくみを活用することができます。また、寄付受付専用口座の開設やクレジットカード寄付のしくみの提供、ウェブサイトでの紹介などを通じ、NPOの寄付募集活動を支援しています。みらいファンド沖縄がお預かりした寄付は、助成金として採択団体に交付されます。



6ページで、ぱとくに採択されたNPOの取組みを紹介しています！

みらいファンド沖縄を通じて寄付したら、沖縄のいろんなNPOを支援できるのね！
そのうえ税制優遇も受けられる！



所得や寄付の上限額などの計算式もあるので、多少数字が変わる場合がありますが、公益法人への寄付は、実は、なかなかオトク♪



ただし、何もしなければ税金は戻ってきません。**所得税と住民税の両方で寄付金控除を受ける場合、確定申告をする必要があります。**
給与や年金が収入源の方は、簡単な申告書を提出すれば良いことになっていますので、寄付をしたら、ぜひ確定申告をしましょう！

確定申告すれば、寄付金の約半分は戻ってくるんですよ！ これはやらなきゃ損！
意外と簡単みたいだし、やってみます！



■ 税務署や税理士に相談を

今回の特集では、寄付金の税制優遇についてできるだけわかりやすくご紹介しましたが、その対象となる法人の決まりや、計算方法の細部について、ご紹介しきれなかった点も多くあります。確定申告をして寄付控除を受けようとする方は、どうぞお近くの税務署などでご相談ください。

監修:大城逸子(大城税理士事務所)
執筆協力:赤嶺初美

新たな視点から公共私を考える⑤

大城保

共を強化しつつ公私を見直す

前回までに、営利市場では利潤を求め発展を実現し、政府は公平を求め安定を実現するという大きな役割を果たしてきたが、営利市場や政府の働きには限界があつて多くの社会経済問題が残され、非営利的、非政府的な事業部門の役割が求められてきていることを明らかにしました。個人・法人の私的営利活動と政府の社会全員へ保障する公的活動の中間に位置し、関心ある人々が協働する共的活動が求められているということです。これまで共的活動は弱体でしたが、これからは共的活動を強化しつつ、私的活動や公的活動を新たな視点から見直し、公・私・共の最適バランスを模索することが求められています。

共的活動とはどのような活動でしょうか。公私の中間的領域での多様な活動に多様な概念や用語が使われています。これまでも使われていた用語として、組織としての非営利組織(NPO)や非政府組織(NGO)、企業の社会貢献(CSR)、経済制度としてのボランティア経済、非貨幣経済、社会的経済そして第三の道、

その他等々がありました。

しかし近年、新しい活動領域として生まれ概念化されてきた用語として、事業としてのソーシャルビジネス・コミュニティビジネス(SB・CB)、事業家としての市民起業家や社会起業家、価値観や考え方として社会責任投資、フェアトレード、スローフード、その他等々があります。これら新しい事業活動領域を前提にしつつ、公領域の見直しを特に強調したいと思います。そのためにはソーシャルイノベーション(社会革新)が必要です。市場は営利追求のためだけにあるのでしょうか。そうではありません。自由交換は双方が利益を得ることができるのですから、自己利益を抑えて相手の利益を増大させる(利他)ことも可能です。自分が損をしなければ、つまり事業経費をまかない事業が継続できるのであれば、交換の利益を全部相手に得させることもできます。生活の社会化は交換領域を拡大します。市場のあり方を公私共(バランス)の視点から検討することが重要です。



おおしろ たもつ 琉球大学経済学科卒業
広島大学大学院経済学研究科修了。沖縄国際大学助手、講師、助教授を経て、現在、経済学部経済学科教授、大学院地域産業研究科教授を兼任。教学部長、経済学部長、大学院研究科長を歴任。

column

NPOとお金の話⑤

大城逸子

「新しい公共」の担い手NPOと寄附税制

平成23年6月、市民公益税法案が可決されました。今回の改正の目玉のひとつが、本誌で特集されている所得税の寄附金控除の改正です。

これまで寄附金控除は、所得控除ではなく、所得控除の場合、同じように10万円寄付したとしても、税の優遇がどうしても所得税率の高い高額所得者に有利となっていました。

今回の改正では、従来の所得控除だけでなく、新たに税額控除というものが導入されました。それにより、寄附者は自分に税金面で有利な控除を選択することができるため、所得の多寡に関係なく税の優遇が受けやすくなりました。

この寄附金控除の改正は、鳩山内閣当時に開催された「新しい公共円卓会議」の中で議論され、改正が実現されたものです。

「新しい公共」は国民、企業、政府すべてが担い手となるわけですが、その中心的な存在として最も期待されているのがNPOのみなさんです。しかし、現状は多くのNPOがまだまだ

財政基盤が弱く、安定的に活動を継続できるほどお金にゆとりがある状況ではありません。そこで、寄附金控除が改正されることにより、公共の担い手であるNPOに寄附金が集まりやすくなる仕組みをつくったわけです。

ちなみに、寄附金の税額控除は、寄付した金額全額ではなく、寄附金のおよそ50%の税金が優遇されます。これは、新しい公共の財源を、私たち国民と政府が折半して、共に支援していくことを意味します。

すでに欧米では、政府顔負けの公益事業を行うNPOが存在しており、そのNPOたちは市民や企業からの多額の寄附金によって支えられているようです。

日本は欧米と比べて寄付文化が根づいていないといわれますが、今回の改正により、少しでも寄付文化が定着し、NPOの財政基盤が強くなるきっかけとなることを期待したいと思います。



おおしろ いつこ 税理士。浦添市出身。琉球大学卒業。横浜国立大学大学院修了と同時に税理士資格を取得。2000年宜野湾市にて「大城税理士事務所」を開業。名城大学 非常勤講師。NPO法人NPO会計事務専門家ネットワークメンバー。

寄付と助成のプログラム



2011年7月に募集した「寄付と助成のプログラム ぱくと」へ申請のあった事業を、当財団「助成等選考委員会」にて選考いたしましたところ、下記の8事業が採択されました。採択事業はみらいファンド沖縄が助成先として指定し、「公益性・信頼性の高い事業」としてその寄付募集活動を支援してまいります。



小学校に環境学習ワークショップをプレゼントできる寄付
ごみ減量体験型・環境学習プログラム「買い物ゲーム」事業

助成先: 沖縄リサイクル運動市民の会

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387876 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580405 【通信欄への必記事項】買い物ゲーム

92,000円で…

「買い物ゲーム」実施1回分を小学校へプレゼントできます!



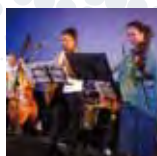
就職困難者に自分の力に気付けるジョブカウンセリングを
生活困窮者のための新しい就労支援事業

助成先: 特定非営利活動法人プロミスキーパース

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387887 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580412 【通信欄への必記事項】就労支援

57,500円で…

生活困窮者がジョブカウンセリング付き支援を2ヵ月受けられます!



全国ネットワークを活かした公演活動支援でアーティストを育成
沖縄アーティスト送出事業「カルコンテ」

助成先: 特定非営利活動法人沖縄イベント情報ネットワーク

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387945 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580498 【通信欄への必記事項】カルコンテ

115,000円で…

沖縄のアーティストが本土で公演するためのサポートを受けられます!



演劇に取り組む学生をハンセン病シンポジウム in 静岡へ
沖縄の学生がつくる人権劇の県外公演プロジェクト

助成先: 特定非営利活動法人HIV人権ネットワーク沖縄

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387901 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580436 【通信欄への必記事項】学生人権劇

30,000円で…

静岡での公演に参加できる学生が1名増えます!



“沖縄ecocon”受賞学生が、アイデアを形にするために
沖縄の学生の環境活動チャレンジ支援事業

助成先: NPOエクスブリッジ

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387956 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580481 【通信欄への必記事項】学生環境チャレンジ

115,000円で…

ゴミ減量アイデアコンテストで受賞した学生のアイデア実現を助けられます!



子どもへの暴力防止ワークショップを寄贈できる
CAPプログラム「お試しセット」プレゼント事業

助成先: 特定非営利活動法人おきなわCAPセンター

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387912 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580443 【通信欄への必記事項】CAPプログラム

100,000円で…

暴力防止ワークショップを小学校1校にプレゼントできます!



障害を持つ子どもを支えるためのシンポジウム開催に支援を
障害があってもお家で生活ができる環境づくりを考えるシンポジウム事業

助成先: 一般社団法人Kukuru(くくる)

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387923 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580467 【通信欄への必記事項】在宅ケアシンポジウム

115,000円で…

医療的ケアの必要な子どもの在宅生活を考えるシンポジウムが開催できます!



小中学生の職場体験学習をマチグラーで受入れることを支援
マチグラーで子どもを育てる職場体験受入れプロジェクト

助成先: 特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく

専用口座 沖縄銀行 鳥堀支店 普通 1387934 郵便振替 01780-6-149204
琉球銀行 首里支店 普通 580474 【通信欄への必記事項】マチグラー職場体験

80,000円で…

中学生20名をマチグラーでの職場体験に受け入れられます!

これらの事業へみらいファンド沖縄を通じて寄付すると、寄付金の税制優遇(寄付金控除/損金算入)が受けられます。

- *各事業の寄付受付専用口座の名義はすべて「公益財団法人みらいファンド沖縄(代表理事 小阪亘)」となります。
- *郵便振替口座は、全事業共通となります。通信欄に、ご指定の事業名(略称可)を必ずご記入ください。
- *領収証の必要な方は、みらいファンド沖縄へ寄付申込みを行っていただきますようお願いいたします。ウェブサイトの「寄付申込みフォーム」より、領収証の宛名(個人名/団体名)、住所(住民票/登記のある住所に限る)、寄付先事業名と寄付金額をご連絡ください。

寄付の方法など詳しくは、 みらいファンド沖縄 のウェブサイトへ

[html://miraifund.org](http://miraifund.org)

ますますひろがる、まちのたね通信の世界

8月26日(金)、那覇市首里石嶺町にあるカフェ&レストランFORATOにて、「第3回まちのたね通信フォトレポーターサミット」が開催されました。前半では「まちのたね通信」連携サイトを紹介。NPO団体が3、行政1、企業1、そして当財団のサイト紹介がありました。

後半は、『まちのたね通信古写真アーカイブで巡る首里写真紀行』をお送りしました。歴史や魅力にあふれ、たくさんのフォトレポートが投稿されている「首里」。フォトレポーターさんが投稿してくれた現在の首里の写真と、古写真アーカイブの写真11組を比較しながら見てみようという試みです。解説は、首里の歴史に非常に詳しく、首里城再建にも携わっておられたというNPO法人首里まちづくり研究会の山城岩夫さん。こうして現在の様子と古い写真の景色とを比べてみると、これまで気付かなかったまちの歴史を再発見でき、投稿するのがますます楽しみになってきます。

歓談タイム中、「那覇まちのたね通信」で1万枚目のフォトレポートを投稿したライライさんへ記念品の贈呈! というサプライズもあり、会場は盛り上がりしました。

まちのたね通信と連動するみらいファンド沖縄のNPOデータベースには、NPOの写真が少しずつ増えてきています。これからも、地域で活動している新しいNPOの情報を、フォトレポートを通してどんどん発信していただければと思います。(玉城)

参考:まちのたね通信ネットワーク <http://machitane.net/>



information

おきなわCSRフォーラム2011

企業×NPO ～新しい時代の協働のカタチ～

戦略的にCSRを進め、地域社会の持続可能な発展を築く上で、一つの鍵となるのは、地域社会の課題への専門性を持つNPOとの協働です。このフォーラムでは、国内の動向や県内の事例を共有し、これからのCSRを企業がどう捉え、どう進めていくのかを考える機会としたいと思います。

日時 2011年10月28日(金) 13:30~17:30(開場13:00)

場所 テンプスホール(那覇市ぶんかテンプス館4F)
那覇市牧志3-2-10 ゆいレール牧志駅から徒歩4分

参加費 無料

※定員80名。事前申込みの方を優先しますので、所属、役職、住所、氏名、電話番号、E-mailを明記して、メールにてみらいファンド沖縄までお申込みください。(10/26 16:00まで)

プログラム

基調講演

『新しい時代の協働のカタチ』

鶴尾雅隆氏(特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会 常務理事)

県内事例発表～タイフーンfm「CSRヒトワク」公開収録

2組の協働事例をご紹介します。沖縄で実際に協働に取り組む、企業とNPOの生の声をどうぞお聞きください。

分科会ワークショップ「協働模擬体験」

企業とNPOが一つのテーブルで資源とアイデアを出し合う、営利・非営利の壁を超えた社会貢献について考えるワークショップ

共同主催:公益財団法人みらいファンド沖縄、那覇市(地域づくり・公益活動支援事業)

後援:内閣府沖縄総合事務局、沖縄県(社)沖縄県経営者協会、那覇商工会議所、沖縄県中小企業家同友会、(社)那覇青年会議所、沖縄県社会福祉協議会、(財)沖縄県公衆衛生協会、(独)国際協力機構沖縄国際センター、沖縄タイムス社、琉球新報社、タイフーンfm(順不同)

information

NPOの活動や、企業とNPOのパートナーシップ事例を知るラジオ番組
ソーシャル・ヒトワク

タイフーンfm(周波数 78.0MHz)にて放送中です。

■ NPOヒトワク 毎週金曜日 13:00~(約15分)

■ CSRヒトワク 第2・4木曜日 15:00~(約15分)

*放送内容は、ポッドキャスト化され、インターネット上でいつでも聞けます。

タイフーンfm <http://www.fmnaha.jp/>

みらいファンド沖縄 <http://miraifund.org>

fund



離島の小中学校に、指導者とシャトルをとどけよう

沖縄離島バドミントン基金

バドミントンは、県内の離島の小中学校では人気のあるスポーツです。それは、野球やサッカーなどの人数が必要なスポーツよりも比較的取り組みやすいからです。しかし、本物の技術に触れることや、適切な指導を継続的に受けることが困難な状態にあります。そこで、この基金を設立し、離島でバドミントン競技に取り組む子どもたちやその指導者の方たちを支援します。

2011年度の目標金額:100万円

使途:指導者の派遣助成、消耗品(シャトル)の寄贈

寄付先口座番号や現在の基金の状況など詳しくは、みらいファンド沖縄ウェブサイトをご覧ください。

fund

沖縄の次代を担うキーマンがここから飛び立つ

沖縄学生SIFEワールドカップ派遣支援基金

SIFE(サイフ)は、ビジネスの手法で社会的課題の解決に取り組む学生のプレゼンテーション大会です。この基金では、沖縄の学生を国内大会出場と世界大会視察へと送り出し、世界的視野を持つ人材の輩出をめざします。

目標金額:毎年100万円

使途:国内大会(東京)への参加渡航費助成、世界大会の視察派遣費

寄付先口座番号や現在の基金の状況など詳しくは、みらいファンド沖縄ウェブサイトをご覧ください。

about us

公益財団法人

みらいファンド沖縄

沖縄のNPOをはじめとする市民公益活動団体と、公益活動を支えたい企業、団体、個人等とを橋渡しするため、2010年4月に設立いたしました。市民活動の社会的基盤の充実を図り、諸資源の循環をもたらすことで、地域のあらゆる主体が公益を担い、沖縄の未来を支え合う社会の実現に寄与することをめざします。

ミッションと事業

情報流通

公益ポータルサイトの開発/運営などの事業を通じ、市民活動の情報発信を促進し、市民の“共感”を育みます



資金循環

“共感”による寄付を募る基金の運営事業を通じ、市民活動団体が自立的かつ継続的に活動できる環境づくりをめざします

<http://miraifund.org/>

〒903-0812 沖縄県那覇市首里当蔵町1-11-20 新垣ビル1F

e-mail: office@miraifund.org

TEL. 098-884-1123 FAX. 098-884-1124

*みらいファンド沖縄は「公益財団法人」です。当財団への寄付は、寄付金の税制優遇(寄付金控除/損金算入)を受けることができます。

みらいのたね通信から 1 枚。

みらいファンド沖縄Web siteには、NPOなどの活動を紹介する「みらいのたね通信」があります。ここでは、地域情報ポータルサイト「まちのたね通信」に、フォトレポーターと呼ばれるボランティアスタッフが投稿した写真の中から、公益活動を紹介したものを抽出しています。このコーナーでは、そこからセレクトした1枚をご紹介します。

あなたの現場を伝えよう～広報のヒント

今回ご紹介する木々の生い茂る緑いっぱいの風景、さてこれはどこでしょう？

実はここ、那覇市のだ真ん中なんです。首里末吉町の県道82号線沿いに今も残る“自然”、末吉公園から届いたフォトレポートです。みらいのたね通信に投稿したいけれど、広報といっても活動内容をどう紹介したらいいのかかわからない。そんなお悩みを聞いて、この1枚を選んでみました。

季節になるとホタルが舞い、セミが鳴き、ドングリ拾いの楽しめるこの末吉公園は、市街地にありながら緑あふれる環境を活かして、子供たちが自然に親しむ場としても活用されています。園内にある「那覇市立森の家みんみん」の管理・運営は市内のNPOに委託されており、今年4月には沖縄リサイクル運動市民の会から、沖縄自然環境ファンクラブにバトンタッチされました。

那覇市との協働で園内にビオトープを設置し、市民学習会を企画して公園の課題を分かち合い、敷地の生き物の調査をする。そんな沖縄自然環境ファンクラブの多岐にわたる活動を規定すれば、「社会教育を推進する」「自然環境をまもる」「こどもの成長をささえる」といった文面になるでしょうか。でも、市民の皆さんに関心を持ってもらうのに、堅苦しい説明は必要ありません。もし「アカショウビンってどんな鳴き声だろう？」と思わせたらしめたもの。これを見た方が足を運ぶことで末吉公園という活動現場との接点も生まれるでしょう。

現場で聞こえた音、見えた光景、会えた人。なにげない日々の出来事が、活動のエッセンスを伝える意外なニュースとなり、フォトレポートとして記録されていきます。まずは1枚、あなたの身近な出来事から小さな広報活動を始めてみませんか？

(まちのたね通信編集部／松田尚子)

まちのたね通信ネットワーク <http://machitane.net/>
まちのたね通信のお問い合わせ info@machitane.net



昨日の朝、森の家みんみんでアカショウビン(赤い色をしたカワセミの仲間)の鳴き声を聞きました。
今日は、屋上に出てみたのですが聞こえませんでした。
渡りの途中だったのでしょうか。

投稿日時: 2011-05-14 09:52:50

投稿したフォトレポーター: harusaさん

タグ: 風景、アカショウビン、森の家みんみん、沖縄自然環境ファンクラブ、那覇市、自然、NPO

mirai fund okinawa journal CAUSE #05

みらいファンド沖縄 広報誌「コース」
第5号 2011年秋

発行日: 2011年9月30日
発行: 公益財団法人みらいファンド沖縄
編集: 公益財団法人みらいファンド沖縄
取材執筆協力: オフィスSaniya-mari
デザイン: DIGICOOOL

- 「CAUSE」は、那覇市「地域づくり・公益活動支援事業」の一環として、NPO等公益活動団体の資源循環の支援となる情報を発信するため発行いたします。
- 本誌は、およそ3ヶ月に1度の発行を予定しており、合わせてみらいファンド沖縄が提案する公益活動を支援する基金等の情報を紹介しております。
- 掲載情報は、9/25現在のもので、イベント情報等は、都合により変更となる場合もありますので、最新情報はみらいファンド沖縄 web site にてご確認ください。

■お問い合わせ



公益財団法人

みらいファンド沖縄

903-0812 沖縄県那覇市首里当蔵町1-11-20 新垣ビル1F
TEL: 098-884-1123 FAX: 098-884-1124
e-mail: office@miraifund.org

<http://miraifund.org>